

# Jonathan Fox, A World Survey of Religion and the State

Cambridge University Press, 2008, 400 pp, \$US 30.99 (Paperback)

竹内 喜生

イスラエルのバル・イラン大学を拠点とする「宗教と国家プロジェクト (Religion and State Project)」という研究事業がある。この研究の目的は「政治と宗教の交差を体系的に測定する基準を作成することであり、特に政府による宗教政策を調査することをその主目的とするもの」<sup>(1)</sup>である。この研究は一期と二期に区分され、一期では、1990年から2002年の期間における世界175ヶ国に渡る、政治による宗教への関与に関する詳細なデータを収集・分析することが目的とされている。この一期の成果の一部として結実した本書は、多岐に渡るデータが詳細に分析され、国家と宗教の関係の全体的傾向が析出されているだけでなく、国家と宗教の関係の多様性が各国毎に記述されたデータブックとしての側面もある。著者は、バル・イラン大学社会科学学部准教授であり、またこの研究のリーダーでもあるジョナサン・フォックスである。出自は政治学であるが、現在は計量的・質的分析方法の双方を用いた、政治に対する宗教の影響力を専門としている。

本書の構成は以下の通りである。

## Acknowledgments

1. Introduction
  2. The Question of Religion's Role in Politics and Society: Modernization, Secularization, and Beyond?
  3. Quantifying Religion
  4. Global GIR from 1990 to 2002
  5. Western Democracies
  6. The Former Soviet Bloc
  7. Asia
  8. The Middle East and North Africa
  9. Sub-Saharan Africa
  10. Latin America
  11. Patterns and Trends
  12. Conclusions
- Appendix: Data Collection and Reliability

以下、各章を概観していく。

1章では、本書を通じての中心的な分析概念となるGIR (government involvement in religion) と、本書における研究の主目的として、①世界全域に渡る1990年から2002年の期間でのGIRの程度、②当該期間にGIRの本質と程度に変化は生じたか、③どのような社会的・政治的要因が、GIRの空間的・時間的変動を説明しうるか、④どのようにGIRが、社会的・政治的現象と関与しているか、の4点が提示される。

またこの章では、この研究で使用されたデータの概要が紹介されると共に、上述したGIRの他にも一つの分析概念、SRAS (separation of religion and state)が紹介される。後者の概念の定義は研究者の間で同意を得たものでないことを示しながらも、GIRとSRASの実用的定義をすることが本研究において必須である理由を、扱うデータを理論的なバイアスなしに機械的にコード化し分析可能となるためであるとし、それぞれ「GIRの存在＝政府による宗教への支援・制限・規制がわずかでも存在すること」、「SRASの存在＝政府による宗教へのいかなる支援・制限・規制が存在しないこと (GIRの全き不在)」と定義している。GIRに関しては、Official GIR (宗教と国家の公的關係)、Official restrictions (国家が異なる宗教に対して異なる処遇を採用するか)、Religious discrimination (当該国内で少数派に該当する宗教の宗教的行為に対する制約)、Religious regulation (当該国内における多数派に該当する宗教もしくは全宗教に対する国家による規制の程度。前者との相違は、国家の政策の動機が異なる可能性が存在するから、とする)、Religious legislation (宗教に関する立法の程度)、以上の5つの下位カテゴリーを設け分析を行う、としている。

2章では、近代化・世俗化論の概要が示され、これらの理論が1980年代後半以降疑問視されるようになった傾向と歩調をあわせ、社会・政治における宗教の役割に対する関心が増加してきていることを指摘した上で、現実の宗教の役割の変動がその関心に反映されているかどうかは不明確であるとする。その理由の一つは、体系的・包括的・実証的に国際比較が可能なデータの不在に起因し、それゆえ実際に生起している現象を明確に記述するためには、適切な方法で適切な情報を収集することが不可欠であり、またその結果、疑問が呈されるようになった近代化・世俗化論への有力な反論の根拠とする事が可能となる、と著者はデータの必要性を主張する。

3章では、先行研究で使用された変数と方法論の紹介および著者によるそれらの再検討が行われた後、本研究で使用された変数およびその分析方法が提示される。GIRおよびSRASを測定するためには可能な限り具体的で詳細な変数を収集することが必要であるとし、第1章で述べられた5つの下位カテゴリー毎に設定された計62の変数項目<sup>②</sup>をそれぞれ最大幅0から5の間で度数化し、それぞれすべて「平等に」重みづけた上で計量的分析をおこなうという方法論を採用する利点を紹介し、本研究はその方法論に即しておこなわれたことが述べられるが、同時に自らの研究結果が万能でないことも以下のように述べられる。政治に対する宗教の影響力を測定しようとする試みは、世俗化論の影響が減少した1990年代から増加するものの未だ乏しく、本研究はその試みに貢献するものではあるが、この研究に使用したデータは完全ではなく、研究から得られた分析は、政府の宗教に対する行為の動機は測定できない (例：宗教に対する規定のカテゴリーに該当しているものが、政府が宗教を支援しようとする場合も、抑圧しようとする場合も存在する)。

ただし測定結果は、社会における宗教の影響の一側面が測定されたものにすぎないことは留意する必要があると述べ、著者は次章以降に紹介する様々な分析結果に対し、読む者の注意を喚起する。

4章では、5つの宗教伝統（カトリック、東方正教、他キリスト教、イスラム教、その他の宗教）にグルーピングされて析出された分析結果を中心に、GIRとSRASの世界的な全体の傾向が述べられる。主なものを列挙すると、①GIRは世界中に遍在し、SRASをどのように定義しようともほとんどの国にはSRASは存在しない、②GIRは静的な現象ではなく、測定期間の間で変動する。増減分を考慮してもGIRの増加となっている、③religious economy（注：本書での定義は、所与の社会内で生起する全ての宗教活動）のある側面では世俗化し、ある側面では聖化したことが判明し、これは近代化・世俗化論への反論の有力な証拠となる、④経済発展はGIRと正の相関がある、⑤宗教的伝統に基づいた政治体制及び地理的要因のいくつかはGIRに影響を与える（例：イスラム国家における高いGIR）、⑥民主主義国家はGIRが低い側面がある一方未だ根強く存在していることも事実であり、民主主義国家が必ずしも宗教に対してリベラルな政策を採用していることは析出結果からは含意されない、などである。ただし、以上の結果は重要であるものの、①GIRはreligious economyの一面でしかないこと、②データは政府の行為を測定するがその動機を測定するものではないこと、③GIRのパターンにはかなりの多様性が存在すること、を挙げ、析出結果に限定条件を与えている。

5章から10章では、175ヶ国を主に文化的特性と共通の歴史を有する地域に6分割し、各地域毎の2002年における国家と宗教の関係の分析を行うとともに、分析に使用した175ヶ国全ての国家と宗教の関係の状況が具体的に記述されている。著者はその理由を、本研究は基本的には計量分析であるため、その結果は全体的な傾向や相似に焦点を当てることになるが、各国毎の状況は、それらの傾向や相似点では掬いきれない多様性を記述することが可能であるから、と述べる。紙幅の都合から、評者の関心のある地域のみ概要を記述する。

5章では西ヨーロッパ、北アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドが、西洋文化を有し、確立された民主政の伝統を有する国々としてWestern Democracies（27ヶ国）のカテゴリーに含められた27ヶ国が、6章では旧ソ連に属していた27ヶ国が、各章でそれぞれ分析されている。

7章は、アジア（28ヶ国）である。この地域は、宗教的アイデンティティと政府の宗教政策の双方に高い多様性を示すが、ほとんどの国で共通していることは、宗教問題に政府が関与していることである。アジアにおいては、日本を含めた数ヶ国を例外として、GIRは通常であると概観される。この地域においては、その国で多数派を占める宗教伝統が中心的な問題となる傾向があると述べ、その理由として、多様な宗派間の緊張と紛争の歴史をその背景にもつ宗教的に多様な人口構成を有する国がアジアには多く、そのため宗教紛争を防止することを意図した宗教政策が採用されたり、国が紛争を解消することを望んでも、地方政府はより地域住民の宗教的感情に影響を被りやすいことを理由に、多くの国の地方政府は宗教的少数派を規制するから、などを挙げ

ている。また、旧ソ連の国々同様、憲法で宗教の自由を謳うもののその内実は異なることはアジアでも行われており、宗教の自由の「名目上」の表明は国際的体制である、と著者は皮肉っている。

8章は中東および北アフリカ（20ヶ国）である。イスラム教が特に影響力を有するこの地域では、SRASは存在せず、GIRの度合いは総じて高く、1990年以降増加傾向にあり、この地域にある全ての国は、少数派の宗教に対して何らかの制限を設けるか、多数派の宗教に優遇的な待遇を付与している、と述べられる。この地域における顕著な傾向は、他地域と比較してGIRが高いことであるが、その他の傾向として、①宗教表現の公私の区別が強力、②イスラエルとレバノンを除き、イスラム教は他の事項に対する優先権を有する、③この地域は世界で最も専制的地域の一つ、④この地域におけるGIRの度合いの高さは共通しているものの、その在り方は多様で3地域の特性として分けられ、宗教国家とほぼ同義であるペルシャ湾岸沿いの国々（イラクを除く）、宗教よりも政府が優勢で、宗教を管理しようとする北アフリカ、宗教に対して比較的リベラルな政策を採用するそれら以外の国々である、として著者はこの地域の傾向を集約している。

9章は、サハラ以南のアフリカ（46ヶ国）である。この地域はGIRに関して世界で最も多様な地域であり、ある国ではSRASに近い政策を採用するが、またある国ではそれと対極の政策を採用する。しかし、絶対的SRASもGIRの低い国も存在しない。この地域の大半は実質的に宗教を支援する政策を採用していないものの、宗教的少数派に対する寛容の度合いは世界で最も高い、とする。この地域の全体的な傾向として、①国教を有する国のうち1ヶ国を除いてすべてイスラム教国であるが、その中でも多様性は存在し、この地域は世界でもっとも世俗的なイスラム教国のいくつかを含む（ブルキナ・ファソ、ガンビア・セネガル）、②イスラム教およびキリスト教の双方による布教活動がこの地域において成功を収めてきた理由の一つには、多くの国における中央政府の脆弱さゆえ、国が行うべきサービスを提供できないため、宗教団体が与える教育や福祉に依存する現実がある。これらの地域におけるGIRの全体的な低さの所以はこの点に由来し、政府の能力の欠如が宗教に干渉しないこととして結実している、とする。中央政府の脆弱さは、地方政府との間でのGIR政策の食い違いという形でも表出しており、地方政府が中央政府の反対にも関わらず、地方の民衆の宗教の多くの側面を法規制してきたことはその例の1つである、とする。また、この地域は政治的にも宗教的にも流動的であるが、その不安定さがこの地域の市民社会および地方政府に、宗教団体が影響を及ぼしえたことに寄与している、とする。この流動性が今後も継続するかどうかは今後の課題であるが、宗教がこの地域において重要な役割を果たしている、と著者は分析する。

10章はラテンアメリカである（27ヶ国）。この地域は宗教的に均質であり、宗教的少数派に対して比較的寛容な政策を採用しており、概してこの地域の国々はアフリカ以外の地域と比較してGIRの度合いは低いが、非カトリック諸国（バハマ、キューバ、ジャマイカなど）を除外したGIRの領域は、西洋諸国のそれとほぼ等しくなる、とする。ラテンアメリカにおける宗教と国家の関係は交差点にあり、劇的に変化する可能性を秘めている、として、著者は今後のこの地域での変

動を示唆する。

11章は、パターンと傾向、と題された章である。国家と宗教の関係を見据える視座の相違（4章では宗教伝統を主体とした全体的なマクロ視点、5-10章では地域毎のマイクロ視点）によって国家と宗教の関係の分析に影響が及ぶため、この章ではそれぞれの視座を統合した中間的な視座から分析を行うことで、それぞれの分析では発掘し得なかった重要な傾向を析出する試みがなされる。第1に、マクロ視点からはGIRの度合いの上昇が、マイクロ視点からはGIRの領域に多様性が存在することがそれぞれ認められ、後者の多様性のパターンとして、①国家が外部の影響から宗教を含めた固有の文化の防衛を図る、②国家に向けられる宗教の挑戦に対する恐れ、を挙げている。前者は、religious economyのある部分における宗教の弱さが表象されており、後者は逆に宗教の持つ強さが表象されている、と述べる。第2に、信仰心とGIRの関連性が検証される。この関連性については、世俗化論に賛同する学者の多くが、因果的に関連していると考えているものの、GIRの上昇は信仰心の度合いを下げはするが、他の要素のシフト（経済の近代化など）はGIRの上昇による影響を凌駕する、と結論づける。第3は、民主主義とGIRの関係の検証である。マクロ分析においては、民主主義ではGIRが低い結果が析出されているが、マイクロ分析においては、民主主義国の多くは実質的なGIRを有している結果が示されていることをふまえ、GIRと民主主義の間には単純な相関関係では割り切れない関係が存在する、と分析する。また、民主主義の大部分の国は完全なSRAS状態ではなく、非民主主義国との比較を行ってみても、民主主義のほうがより多くSRAS状態にあるとはいえない、として、2章で言及した以前の近代化・世俗化論の想定とは矛盾する結果になったことをここでも著者は強調する。

12章では結論が述べられる。国家と宗教の関係には相当の多様性が存在するものの分析によっていくつかのパターンが表出する。これらのパターンは国々の集団あるいはグローバルレベルにおける相似性を浮き立たせるが、これらの傾向が複合してもGIRのパターンの多様性の十分な説明が不可能であるとし、その理由は、国際的・地域的あるいは宗教伝統に基づいた集団としては全体的な傾向はあるものの、局所的要素とその歴史が多様性を説明する点で重要な役割を果たすからである、とする。また、多変量解析を使用する方法論の欠点は、現象の理解には不可欠である局所的差異および詳細を掴めないことであるため、今後個々の文脈でGIRを調査する研究者にとって、この研究から得られた洞察が局所的な歴史・文化の理解につながるようになることを著者は望む、と述べる。

また、既に2章および4章でも述べられたように、この研究で得られた結果は近代化・世俗化論に言及することになるとし、religious economyのいくつかの側面は、未だ影響力を持ち、それは必ずしも政治への影響力を持つとはいえないまでも、公的空間においては重要な位置を保っている。それは、近代化・世俗化論で言及されているような、宗教の持つ力の一方的な低下はこの研究の結果からは見出せず、活力のあるreligious economyの効果が未だ持続していることが本研究から強調され、近代化・世俗化論とは逆の結果となった。よって、近代化・世俗化論は多くの点では正しいものの、それは宗教をめぐる全体像の一部において正しいだけである、として、著者は宗教の役割の低下という一方的な近代化・世俗化論に対して実証研究の観点から反論す

る。

最後に、著者は以下の2点が徐々に明らかになってきているとする。①宗教のある側面は、少なくとも社会・政治のある面には重要な影響を維持している、②経済学・政治学など他分野と比して、社会・政治における宗教の実際の影響を評価するのに適切な十分な情報が存在しない。そのため、後続の学者がこの研究の間隙を埋める研究を行うことで、情報の不足が解消されることを願う、と本書を結んでいる。

以上が、本書の概要である。

以下、評者のコメントを行いたいと思う。

著者は本書で、国家との関連において宗教の重要性を実証的に示してみせた。評者にとって興味深かった点は、旧ソ連やアジアなどでみられるGIRの在りようが国家と地方政府との間で異なる場合が存在するという点である。理念を掲げる国家と常に現実との格闘を強いられる地方政府の間での宗教政策の相違は、現実世界における宗教のダイナミズムが表出しているように思われた。

疑問を呈する点としては、国家と宗教の公的関係の測定に関してである。第3章において、Official GIR（宗教と国家の公的関係）の測定は、official support（公的支援の有無…支援なしー国教を有する まで6段階）とofficial hostility（公的敵意の有無…敵意なしー敵意の存在 まで4段階）の2変数が使用されていることが述べられる。変数項目自体は分かれているものの、国家による宗教の支援と国家による宗教への敵意の存在が同居する可能性は著者も認識しているが、それが分析結果に反映されないことに関しては、国家による宗教への支援の存在は、国家が宗教の概念そのものには反対していないことを示すため、宗教への敵意の存在とは異なると述べている。しかし、この2変数はベクトルの異なるそれぞれ別個の存在としてもとらえられるが、状況によっては相当に密接な関連性も存在する可能性もあるため、新たな変数を用意してOfficial GIRの精度を向上させることが望ましいと評者には思われる。国が宗教に対して採用する態度は、好意的なものか敵対的なものかでは相当に異なると直観的に思われてならない。国の宗教への「関与」というGIRの概念そのものが、分析概念として適切なものか、評者にとっては疑問を残す。

また、著者は政府の行為の背後に存在する動機についてたびたび言及するものの、はたして強い意図を持った動機というのは常に存在するのであろうか。そのときどきの社会状況に左右された政策を重視する傾向がある政府ならば、その動機とは当面する問題に対処するためとなりうる。それも動機と呼ぶものにふさわしいものであろうか、この点も評者にとっては疑問を残すものである。

しかし、本書は、統計学の知識を有していることで、本書に掲載されている豊富な表をはじめ、数々の分析結果がより深く理解できることは言を俟たないが、統計学に関する特段の知識がなくても十分に理解できる点は大変優れているといえよう。また、本書の半分を占める各地域毎・国毎の詳細な分析と紹介は、データブックとしての魅力を本書に与えている。興味の赴くまま、様々な国々の国家と宗教にまつわる状況を比較しながらページを繰る楽しみも本書は有している。

最後に、本書において、日本はどのように記述されているかを紹介して、本稿を終えたいと思う。

「日本国憲法第20条では、宗教からの自由を含む、宗教の自由を保障している。それは、『いかなる宗教団体も、国家から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはなら』ず、『国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない』と述べる。第80条<sup>(3)</sup>では、宗教の支援のために国の公金の利用を禁じている。

仏教および神道の寺院のいくつかは、政府の支援を受けている。宗教団体は、税金および他の便益を得るために、宗教法人として登録することがある。登録は、拒絶されたことがない。登録の要件は、最低三年以上の活動実績、自己所有の宗教施設、随意に加入・非加入できること、である。1951年の宗教法人法の成立によって、政府が、『実質的に宗教活動を逸脱』しているか、『公共の福祉を脅かす』宗教団体を解散することが可能となった。

1995年のオウム真理教によるテロの後、宗教団体の監視及び宗教団体の資産の開示の要求を可能にするために宗教法人法が修正された。オウム真理教は1995年に宗教法人としての地位を喪失し、依然として政府の監視下にある。1999年の大量殺人に対する法律<sup>(4)</sup>は、オウム真理教に対して適用可能な法的措置の範囲を拡大した。新宗教の信者は、彼らを脱洗脳しようとする家族の強い要請により、しばしば誘拐される。警察は、これを防止する点では厳格ではない。」

(1) <http://www.religionandstate.org/>

(2) 「国家の宗教への支援」など全62変数（項目）は、上記HPから入手可能。

(3) 本書では第80条となっているが、正しくは第89条。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（総務省HP <http://law.e-gov.go.jp>）